

地方国立大学のこれからの役割

The future role of the local national universities

教育ジャーナリスト 渡辺 敦司

Freelance Journalist (Education), Atsushi Watanabe

E-mail: FZP06251@nifty.com

中央教育審議会（文部科学相の諮問機関）は2018年11月26日の答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の中で、現在は一大学一法人となっている国立大学に「一法人複数大学制」（いわゆるアンブレラ方式）を導入、選択できるようにすることを提言した。既に名古屋大学と岐阜大学の「東海国立大学機構」など4グループで合意や協議が進んでおり、文部科学省も「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」を発足させて具体的な制度化を急いでいる。

ところで答申には、あまり報道されないが重要な視点がある。自治体や産業界等の関係者も交えて設置される「地域連携プラットフォーム（仮称）」で、地域の将来推計や必要な産業を勘案して「地域で描く将来像」を策定し、それを基に地域の高等教育機関が連携・協働を進めよ、という提言だ。国立大学の一法人複数大学制や私立大学の連携・統合の円滑化も、そうした地域の将来像や、国公立の枠組みを越えた「大学等連携推進法人（同）」による機能分担や教育研究の連携に取り組む中で、自然発生的に起こってくることを暗に期待している点を見逃してはならない。

一方、諮問・答申は、2040年に18歳人口が現在の7割程度に減少するという事態にどう対処するかという観点に立っており、その中で教育研究体制をどう確保するかは個別大学ないし地域の選択に委ねられている。2019年度予算で国立大学協会の猛反発にもかかわらず運営費交付金の1割を成果等に応じて配分することに現れている通り、一層の自助努力が要請されている。

また一法人複数大学制では、法人の長（理事長）の権限が強まることが想定されている。傘下の各大学にどう資源を配分するかは法人の長を議長とする経営協議会等（ただし各大学の学長は自動的に理事として参加）の法人運営に委ねられるため、教育研究の在り方に関しても個別大学よりも法人の権限が強まることが予想される。

こうした制度改革や財政当局の交付金削減攻勢等に対応して、地方国立大学は幾つかの選択を迫られることになる。大学のガバナンス（組織統治）は経営層のみならず、全ての研究者・教職員にとって今以上に大きな関心事になることが避けられない。